資　　料　　5

（仮称）小平市こども条例のこども施策の推進体制について

１　こども施策の推進体制とは

こども施策を総合的に推進するために必要な体制の整備と、こども施策に関する計画の策定及び公表、財政上の措置について定めています。

２　こども施策の推進体制（案）

（こども施策の推進体制の整備）

市は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制の整備をする。

（こども施策に関する計画の策定及び公表）

１　市は、この条例に基づき、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定める。

２　市は、前項の計画を策定したときは、これを公表する。

３　市は、こどもに関する施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表する。

（財政上の措置）

市は、こどもに関する施策が推進されるよう、必要な財政上の措置を行うよう努める。